

プロポーザル実施に関する質疑 回答書

令和8年5月29日更新

| 業務名 | | 文化交流体験施設「毘沙門荘」設計業務 | | |
|-----------------|--------------------------------|-----------------------------|--|--|
| 質問事項 | | | 回答 | |
| (番号) | (該当資料) | (事 項) | (事 項 の 説 明) | (回答内容) |
| プロポーザル関連 | | | | |
| 1 | 実施要領 P2 | 7.日程について | 契約締結日またはプロポーザル選定決定時期の予定は決まっていますか？ | 契約締結予定日は8月31日まで、プロポーザル審査による優先交渉権者決定は8月中旬を予定しています。 |
| 2 | 建築設計業務委託特記仕様書 P1 | 業務委託内容について | 造園の復元図とは改修前の現況図の事ですか？ | お見込みのとおりです。 |
| 3 | 建築設計業務委託特記仕様書 P3 | 2.(1)一般業務の業務内容、特記事項について | 2.(1)一般業務表内に記載の「別表 1」はどの資料を指すのかご教示ください。 (類似の質問) ・別紙1参照の所在はありますか？ | 添付資料2をご確認ください。 |
| 4 | 建築設計業務委託特記仕様書 P1 | 3. 設計条件 | (3)(b)改修設計業務(建築改修～)の中に「復元図作成含む」とありますが、これは既存図の作成を指す認識でよろしいでしょうか。また、必要となる既存図の作成範囲・精度についてご教示ください。 | お見込みの通りです。当時の竣工図面がないため、改修設計に必要な敷地、外構、造園、建物、設備その他必要な情報を復元して下さい。 |
| 5 | 建築設計業務委託特記仕様書 P1 | 3. 設計条件 | 設計成果品提出物に、「詳細な『建築実測図』」は含まれますか。 | 敷地、建物、設備、外構、造園図面において、位置情報を詳細に作成してください。 |
| 6 | 建築設計業務委託特記仕様書 P2 | 電子納品対象業務「Ⅱ業務仕様4.提出成果物等」のとおり | Ⅱ業務仕様4.に該当する箇所がありません | 添付資料1をご確認ください。 |
| 7 | 募集要項 D14P2 7.日程 現況写真 | 現地見学について 現況写真 | 公式の現地見学会への参加が叶わなかったのですが個別に現地(敷地内・建物内)を見学させていただくことは可能でしょうか。また、個別での立ち入り見学が難しい場合、自主的に現地周辺へ伺い、敷地外から建物の外観や周辺環境を確認・拝見することに差し支えはございますでしょうか。 (類似の質問) ・現地見学会へ参加できなかったため、追加で敷地内の様子を示す写真を追加いただけますでしょうか。 ・現地見学を追加で開催する予定はあるか。 ・追加で主屋の各室の写真の公開は可能か。 ・毘沙門荘現状写真について、写真の撮影位置と方向を示した平面図をいただけないでしょうか。また、現地見学に参加できなかった人向けに各部屋や敷地の詳細を写真で提供いただけないでしょうか。 ・現地見学会申し込みが定員超過により早期に打ち切られたため、現地見学会に参加することができませんでした。添付されている写真だけでは現状を把握することが困難なので、内外の現状写真の追加をお願いできますか。 ・今後、現地見学できる予定はありますか。提案書の作成においても内部情報は重要です。もしこれが叶わない場合は、追加の館内写真と建物の断面図(2カット以上)をご提供願います。すでに何枚か写真ご提示いただいておりますが、建物の高さや屋根裏、組物、床下の状態や床と周辺地盤レベルとの関係がわかる資料が不足しております。古建築改修において重要な箇所なので、ぜひ情報共有願います。 | 敷地外及び周辺環境は見学いただくことは可能です。なお、現地見学会以外は建物内には立ち入りできません。プロポーザル参加申込以降、提案書の提出期限までの間に、提案予定者に限定し再度現地見学会を設けることを予定しております。詳細は後日ホームページをご参照ください。 また、施設内等の写真を追加させていただきます。 |
| 8 | 現況写真 | 現況写真 | 公開されている写真等の資料は提案資料に使用してもよいか。 | お見込みのとおりです。 |

| 質問事項 | | | | 回答 |
|------|---------|---|---|---|
| (番号) | (該当資料) | (事 項) | (事 項 の 説 明) | (回答内容) |
| 9 | 実施要項 P4 | 9 参加申込みの手続き (1) 提出書類 | 9.参加申込みの手続きの小項目が、(2)(3)が飛んでいます。こちらは表記ミスの認識でよろしいでしょうか。また、提出方法は持参又は郵送という認識でよろしいでしょうか。 (類似の質問) ・参加申込みの提出書類は全て1部でよろしいか ・9参加申込みの手続きについて、提出方法は郵送以外にあるでしょうか。(2)(3)が記載されていないように思われます)電子データでの提出も可能でしょうか。 ・企画提案書の提出部数は正本1部、副本8部と指定ありますが、参加表明書も同様に正本1部、副本8部でよろしいですか。 | 9.参加申込みの手続きの小項目についてはお見込みのとおりです。失礼いたしました。 (2)提出方法 持参又は郵送 (3)部 数 各1部 を実施要項に追記しました。 |
| 10 | 実施要領 P3 | 9 参加申込みの手続き(1) 提出書類 ③ 亀岡市における入札参加 資格認定通知書(受領書) の写し ※1(3) | 市町村税の納税証明書は法人事業税として良いか (類似の質問) ・各種、証明書は写してよろしいか ・納税証明書や住民票は写しても可能か。 | 市町村税の納税証明書は法人市民税(市区町村役場で発行のもの)の納税証明書をご提出ください。 法人事業税は都道府県税のため、本市の参加申し込み資格について確認できません。 商業登記簿謄本や納税証明書等は原本をご提出ください。なお、原本還付希望の場合はその旨を記載してください。還付希望の原本は、6月11日の資格確認結果送付時に還付します。 なお、住民票は「住民票の写し」という証明書を取得してください。 |
| 11 | 実施要領 P3 | 9 参加申込みの手続き | 参加申込みに必要な「会社の概要がわかるパンフレット等」は、会社 WEB サイトを書き出した資料でも可能ですか。 (類似の質問) ・9参加申込みの手続き(1)②会社の概要がわかるパンフレット等について、パンフレットがない場合はどういった内容のものを提出すればよいでしょうか。コンソーシアムの各構成員分の提出が必要でしょうか。 | 会社の概要がわかるパンフレット等がない場合は、会社WEBサイトを印刷したものでも構いません。 |
| 12 | 様式5 | 必要な書類について | 再委託先に記載する会社が提出する必要な書類はありますか。 | ありません。 |
| 13 | 実施要領 P5 | 12 企画提案書について | 企画提案書の A3 用紙レイアウトは、縦または横づかいとするか自由に決めてよろしいでしょうか。 (類似の質問) ・企画提案書のA3用紙折り込みはZ折りですか。 | お見込みのとおりです。 |
| 14 | 実施要領 P5 | 12 企画提案書 (3) カ使用言語について | 使用言語の日本語以外の言語には、カタカナ英語も含まれますでしょうか。 | 一般的に通用するカタカナ英語は日本語に含まれます。 |
| 15 | 実施要領 P5 | 12 企画提案書 (3) キ・ク 企画提案書における匿名性の取扱い | 12.(3)ク「企画提案書各ページには、・・・特定できる情報は記載しないこと。」とありますが、【様式 5】および【様式 7】では所属や社名等の記載が求められています。 「副本 8 部」が 12.(1)①～⑧すべてを対象とする場合、【様式 5】、【様式 7】については、社名や所在地等の特定可能な情報を空欄として提出する認識でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 なお、副本はプレゼンテーション審査時に審査員が使用します。 |
| 16 | 様式6 | 建築設計業務実績調書 | 【様式 6】建築設計業務実績調書に記載する実績について、業務の完了時が過去五年間に含まれていれば記載をしてよいという理解でよいか。 | お見込みのとおりです。 |

| 質問事項 | | | | 回答 |
|------|-------------------------|--------------------------------------|---|--|
| (番号) | (該当資料) | (事 項) | (事 項 の 説 明) | (回答内容) |
| 17 | 様式6 | 業績調書について | 1枚目の実績調書に5件記載した場合は2枚目の建築設計業務実績を5件分作成するというのでしょうか。 (類似の質問) ・企画提案書の③建築設計業務実績調書【様式6】の2枚目に関しまして、1つの業務に対して1枚という理解でよろしいですか。 | お見込みのとおりです。 2枚目に5件分を記載してください。 |
| 18 | 様式5 様式6 | 設計業務の実績について | 【様式5】業務実施体制及び【様式6】建築設計業務実績調書に記載する実績について、過去に勤務していた事業所等で担当していた実績を記載してもよいのか。 (類似の質問) ・建築設計業務の実績には前職の実績も記載してもよろしいでしょうか。 | 現在勤務されている事業所の実績をご記載ください。 |
| 19 | 【様式5】業務実施体制 別表「審査項目」 | 同種業務実績の定義について 客観的評価項目 業務実績 | 【様式5】の同種の業務の定義を明示ください。 (類似の質問) ・「同種の業務実績」における「同種」とは宿泊施設を指す認識でよろしいでしょうか。 また、本業務には体験施設や観光案内機能も含まれるため、「道の駅」等の複合施設は同種実績として扱う事が可能かご教示ください。 併せて、同種とみなされる建物用途が他にあればご教示ください。 ・評価項目に記載の「建築設計業務実績3件以上」について、対象用途や業務内容に関する条件(宿泊施設、改修業務等)があればご教示ください。 | 【様式5】事務実施体制を修正しました。 |
| 20 | 【様式6】建築設計業務実績調書 | 建築設計業務実績調書の記載方法について | 記載する実績について、建物用途・工事種別・規模等の要件はありますでしょうか。 また、記載件数は最大5件との認識でよろしいでしょうか。 さらに、写真および設計コンセプト等の記載方法について、1件につきA4用紙1枚(様式枠内)に収める必要があるのか、または写真・図面等を別紙として添付することが可能かご教示ください。 | 記載件数はお見込みの通りです。 1件についてA4用紙1枚で簡潔にまとめて下さい。代表階平面図、外観・内観写真等を1枚ずつ添付して下さい。 |
| 21 | 建築設計業務委託特記仕様書 P2 | 履行期間 | 本事業「全体の整備スケジュール」が想定されているればご教示ください。 改修工事工期の設定も提案できますか？ | 整備スケジュールは、令和9年度末工事完成として下さい。 |
| 22 | 実施要項 P4 | 12 企画提案書 | 企画提案書の④業務工程表の用紙サイズや縦横書き、枚数の制限はありますか。 | 指定はありません。 |
| 23 | 建築設計業務委託特記仕様書 P2 | スケジュールについて | 本業務は、耐震改修の検討・設計や限界体力計算の要求、各種許認可協議等を鑑みると、令和8年10月上旬の基本設計完了、令和9年3月末までの実施設計完了は、非常にタイトなスケジュールと認識しております。協議状況や調査結果等により業務期間の延長を行う可能性はございますでしょうか。 | 令和9年度に工事着工を予定していることから、業務期間の延長は想定しておりません。自然災害や設計当初では想定し得なかったやむを得ない事象が生じた場合はこの限りではありません。 |
| 24 | 実施要項 P5 | 13 審査 | 模型の持ち込みは可能でしょうか。 | プロポーザル審査においては模型の持ち込み可能です。 なお、提案者多数の場合は書類審査を実施予定です。 |
| 25 | 実施要項 P5 | 13 審査 | 出席者は3名以内とありますが、zoom等オンライン会議ツールによる3名以外の参加は可能でしょうか。 | 可能ですが、zoom接続用機器類は提案者でご用意をお願いします。 本市で用意する機材は以下のとおりです。 ・プロジェクター ・スクリーン ・プロジェクター接続用ケーブル |
| 26 | 実施要領P5 | 審査員の構成 | 審査員の人数や構成を具体的に教えていただけますか。 | 選定に影響を及ぼす可能性があることから、所属や役職等の具体的な回答は差し控させていただきます。 |
| 27 | 実施要領 P.1 | 3 提案内容 工 | 提案書内における図面、イメージ図、写真等の掲載量について、審査上の制限や評価方針があればご教示ください。 | 特にありません。 |

| 質問事項 | | | | 回答 |
|------------------|------------|------------------------------------|--|---|
| (番号) | (該当資料) | (事 項) | (事 項 の 説 明) | (回答内容) |
| コンソーシアム関連 | | | | |
| 28 | 実施要領 P2 | 8 参加資格 | コンソーシアムで参加する場合、様式1～7に記載する「商号又は名称」は、代表構成員の商号又は名称を記載するのか、コンソーシアム名を記載するのかご教授ください。 | コンソーシアムで参加の場合は、様式1～5はコンソーシアム名を記載してください。様式6は建築士事務所登録のある者(いずれか1名以上)、様式7は各構成員全員がそれぞれ記載してください。様式10、11は各構成員の商号又は名称を記載してください。※亀岡市競争入札参加資格者でない場合 |
| 29 | 実施要領 P2 | 8 参加資格 | コンソーシアム届出兼委任状[様式 8]及び協定書[様式 9]を提出する場合、参加申込みの際に提出しますか。企画提案書の際に提出しますか。 | コンソーシアム届出兼委任状[様式 8]及び協定書[様式 9]は、参加申込みの際に提出してください。 |
| 30 | 実施要領 P2 | 8 参加資格 | コンソーシアムで参加し、かつ代表構成員を含む全構成員が「亀岡市競争入札参加資格者でない場合」、全構成員分の入札参加資格の確認に必要な書類の提出が必要ですか。代表構成員の必要書類のみでよろしいですか。 (類似の質問) ・コンソーシアムで参加する場合、参加申込みに必要な「会社の概要がわかるパンフレット等」は代表構成員のみ提出すればよろしいですか。構成員全社分を提出しますか。 ・9参加申込みの手続き(1)③※1「亀岡市競争入札参加資格者でない場合」の提出書類について、コンソーシアムの各構成員分の提出が必要でしょうか。 | コンソーシアムで参加し、かつ代表構成員を含む構成員が「亀岡市競争入札参加資格者でない場合」、参加資格を有しない構成員分の入札参加資格の確認に必要な書類の提出が必要です。 (亀岡市競争入札参加資格者である場合は、その構成員に限り入札参加資格認定通知書若しくはそれに代わるもののみで構いません。) コンソーシアムで参加する場合は、構成員全社分のパンフレット等を提出してください。 |
| 31 | 実施要領 P2 | 8 参加資格 | コンソーシアムで参加する場合、参加申込み時点で建築士事務所登録がない構成員を代表構成員とすることは可能ですか。また、契約締結までに建築士事務所登録が完了すれば代表構成員とすることは可能ですか。 | 代表者又はその他の構成員いずれかが建築士事務所登録があれば参加申込み可能です。 |
| 32 | 実施要領 P2 | 8 参加資格 | 業務体制表において、構造設計者等、外部設計事務所の協力者は他参加事務所との重複は認められるでしょうか？ (類似の質問) ・コンソーシアムの構成員が、他の応募者又は他のコンソーシアムの構成員と重複してもよいか。 ・予定する再委託先が、他の応募者の再委託先と重複してもよいか。 ・参加資格について、コンソーシアムの構成員が別の提案者(コンソーシアム)の代表となることは可能でしょうか？ ・協力事務所が他の提案者と重複することについて可能ですか。(JV構成員ではなく、あくまで設計協力事務所) ・コンソーシアムを組む場合と協力事務所で依頼する場合(再委託)で何か要件はありますか。協力事務所は重複しても問題ないでしょうか。 | コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加することはできません。 |
| 33 | 様式5 様式6 | 業務実施体制 建築設計業務実績調書 | 【様式 5】業務実施体制及び【様式 6】建築設計業務実績調書に記載する実績について、コンソーシアムの構成員それぞれの実績を記載してよいか。 | お見込みのとおりです。 |
| 34 | 実施要領 P3 | 9参加申し込み手続きについて 提出書類 申込書 申込者について | コンソーシアムで申し込む場合はコンソーシアム名とし構成表は添付する必要はありますか？ | コンソーシアムで申し込む場合は【様式8】コンソーシアム届出書件委任状をご提出ください。 |
| 35 | 実施要領 P3 | 9参加申し込み手続きについて 提出書類 申込書 申込者について | 【様式8】コンソーシアム届出書兼委任状及び【様式9】協定書に関しまして、元請のみで取り組まずに、協力業者がいる場合に提出するという理解でよろしいですか。また、提出のタイミングは、参加申し込み時又は企画提案書提出時のどちらになりますか。 (類似の質問) ・【様式 5】業務実施体制について、コンソーシアムの構成員以外の事業者(構造設計・設備設計・外構設計・測量・積算等の業務を委託することは再委託に含まれるか。 | コンソーシアムは筆頭事業者が構成事業者(業務を委託するのではなく、構成事業者で業務を分担して請負うことを想定しており、分担する業務については協定書(様式8)第8条により予め定める必要があります。また、コンソーシアムの形成については、構成する事業者間で協定書(様式8)を締結している必要があります。必要書類は参加申込時に提出ください。 |

| 質問事項 | | | | 回答 |
|------|---------|-------------------------------------|--|--|
| (番号) | (該当資料) | (事 項) | (事 項 の 説 明) | (回答内容) |
| 36 | 実施要領 P2 | コンソーシアム参加および 運営事業者選定の考え方 について | <p>宿泊機能を含む施設の収支計画や活用方針の検討にあたり、運営事業者との連携が重要であると考えています。</p> <p>本プロポーザルにおいて、運営事業者とコンソーシアムを組成して参加することは可能でしょうか。</p> <p>また、改修後の施設運営事業者の選定方法について、本プロポーザル参加者と連携する事業者が関与できる可能性があるのか、あるいは別途公募等により選定されるのかなど、現時点での想定があればご教示ください。</p> | <p>運営事業者とコンソーシアムを組成することについては可能です。</p> <p>また、施設運営事業者の選定については番号67をご参照ください。</p> |

| 質問事項 | | | 回答 | |
|--------------|------------------|-------------------------------------|--|---|
| (番号) | (該当資料) | (事 項) | (事 項 の 説 明) | (回答内容) |
| 法整理関連 | | | | |
| 37 | 建築設計業務委託特記仕様書 P4 | 3.業務の実施 (1)(e)について | 計画建物の面積は2000㎡以内となるので建築設備士に意見を聴くことは努力義務と捉えていますか？ | お見込みのとおりです。 |
| 38 | 建築設計業務委託特記仕様書 P3 | II 業務仕様 2.設計業務の内容及び範囲 (2)追加業務 | 用途変更を含む建築確認の申請が必要な場合、履行期限内(令和9年3月31日まで)に確認済証の取得が必要です。 (類似の質問) ・「離れ」や「別棟」などを解体し改修に加え一部増築や一部新築の提案をする事は可能か。 ・歴史的建築物に対する建築基準法第3条第1項第3号に基づく「建築基準法の適用除外」を受けるための市独自の条例や制度は、現在亀岡市にもございますか？ ・京都府での指定事例と同様に、本施設についても歴史的・文化的な価値を有する建築物として、建築審査会の同意を得て建築基準法の適用除外を受け、活用していくことは市として想定(許容)されていますか？ ・既存建物の用途は、令和6年国土交通省告示第8号別添2に示す「寄宿舍」との記載がありますが、本事業において宿泊施設(旅館・ホテル用途)として利用する場合、建築基準法上の用途変更確認申請が必要となるとの認識でよろしいでしょうか。 ・「令和8年度設計完了」が指定されていますが、その期間内に「許認可・建築確認済証取得業務」、「工事入札用設計見積業務」等も含まれますか。 ・既存建築物に対して増築をすることは可能でしょうか。 ・敷地内の倉庫以外の建物が提案する改修対象範囲と考えて良いか。また、一部の建物を解体すること、もしくは一部増築を提案に入れても良いか。離れ及び長屋門の図面があれば提供ください。 ・既存建物をより良い状態で保存活用するにあたって、必要に応じて敷地内で増築を検討することは可能ですか。 ・用途変更による確認申請手続きが想定されているようですが、本事業についてはすでに建築指導課と協議され、事業内容については指導課も了解済みということでしょうか。 ・計画のプロセスがいくつかのフェーズでお示しいただいておりますが、確認申請手続きについてはいつ頃をお見込みですか。 ・用途変更(寄宿舍から旅館)について、関係機関との事前協議状況があればご教示ください。 ・提案において、廊下や附属棟の増築・整備等は可能でしょうか。 ・母屋の改修にあたり、一部解体を伴う計画は可能でしょうか。 また、改修に際して保全が求められる範囲について、構造部材(柱・梁等)、室用途(台所、浴室等)、意匠要素や備品等、保存または現状維持が必要な対象があればご教示ください。 ・提案における増築・減築・外構変更の可否、および保存が必要な部位があればご教示ください。 ・「茶道・華道・書道などの文化体験を再開するだけでなく、広い土間キッチンを活用した料理イベント、庭を用いたワークショップ、工芸の体験プログラムなどが可能」とありますが、建築基準法上の用途としては施設用途に記載の通り、旅館のみと考えて良いですか。 ・用途変更申請を業務に含むとのことですが、市街化調整区域内で建築基準法の用途変更申請を行う前提として必要な都市計画法上の建築許可についてはすでに協議済みと考えて良いですか。 | 原則「寄宿舍」から「旅館」への用途変更を想定しており確認申請が必要と認識しています。 建基法第3条第1項第3号に基づく適用除外は想定しておりません。 又、敷地・建物の面積の変更においても想定しておりません。 委託履行期間内に確認済証を取得いただくものとします。 なお、本施設は亀岡市にて設置・管理を行う公益施設と位置づけることにより都市計画法第29条第1項3号に適合させる想定としています。 土間およびおくどさんを保存いただきたい意向はありますが、提案によるものとします。 なお、茶器や食器については収納スペースの確保をお願いします。 |
| 39 | 建築設計業務委託特記仕様書 P3 | II 業務仕様 2.設計業務の内容及び範囲 (2)追加業務 | 用途変更を行うにあたり、既存不適格の取り扱いや遡及適用の緩和等について、事前に建築主事及び消防と協議を行った内容があればご教授ください。 ・改修後は客室に加え文化交流体験スペースや観光案内スペースを想定されていますが、現状の用途は寄宿舍で改修後の想定用途は旅館ということで違いはないでしょうか。 | 大規模の模様替えでない場合は、用途変更に伴う既存建築物の遡及適用は法第87条第3項第2号に該当すると想定しています。設計方針決定の際、改めてご協議ください。 |

| 質問事項 | | | | 回答 |
|------|------------------|-------------------------------|---|---|
| (番号) | (該当資料) | (事 項) | (事 項 の 説 明) | (回答内容) |
| 40 | 建築設計業務委託特記仕様書 P1 | I 業務概要 3設計条件 (3)業務委託の内容 | <p>伝統構法を用いた既存建物の耐震改修設計について、以下の点をご教示ください。(1)本改修事業において、想定あるいは目標とされている具体的な想定されている性能水準や整備方針はありますでしょうか。(2)特記仕様書に記載のある「限界耐力計算等による検証」に適合していれば、上記(1)の方針を満たしているものと判断してよろしいでしょうか。</p> <p>(類似の質問) ・耐震改修の基準を教えてください ・耐震安全性については分類の指定がないが、建築基準法レベルということで良いか ・「伝統構法に適した耐震改修設計」について、具体的に求める耐震性能や安全率の考え方等があればご教示ください。</p> | <p>クライテリアは損傷限界120rad、安全限界15radとして下さい。</p> |
| 41 | 実施要領 P.1 | 2 施設概要 (4) | <p>実施要項 1 ページ目 2 施設概要(4)の宿泊用客室は、旅館業法上での特定の種別を想定しているか。(ホテル営業・旅館営業・簡易宿泊所営業・下宿営業等)</p> <p>(類似の質問) ・想定されている宿泊事業形態(簡易宿所、一棟貸し型宿泊施設、民泊等)があればご教示ください。</p> | <p>現時点で確定したものはないので、旅館業法上の取り扱いになるか住宅宿泊事業法上の取り扱いになるかは提案によるものとさせていただきます。</p> |

| 質問事項 | | | | 回答 |
|------|---------------------------|--|---|---|
| (番号) | (該当資料) | (事 項) | (事 項 の 説 明) | (回答内容) |
| 図面関連 | | | | |
| 42 | ホームページ | 図面データ | <p>提供されている図面データ(既存平面図・現況測量図など)のCADデータは、ご提供いただくことはできますか。いただくことができれば、質疑回答の際にいただければ幸いです。</p> <p>(類似の質問) ・配布いただいた図面も含めてCADデータがあればお示し頂くことは可能でしょうか。 ・資料にある建築および敷地の図面はCADデータで頂くことは可能でしょうか？ ・図面類のdxfデータ等がありましたら提供いただくことは可能でしょうか。 ・契約締結後、既存建物の設計図書およびCADデータの提供はありますでしょうか。 提供がある場合、図面の種類(配置図、平面図、断面図、設備図等)、データ形式および提供範囲についてご教示ください。</p> | 図面データの提供はありません。 |
| 43 | 実施要領P1 建築設計業務委託特記仕様書P1 | 2 施設概要 (3)建物概要 3. 設計条件 (2)施設の条件 | <p>『実施要領』では、対象施設の面積は「母屋(277.57㎡)、長屋門(60.74㎡)、離れ(50.31㎡)」であり、合計は388.62㎡です。一方、『仕様書』の施設概要では、施設の延面積が586.24㎡と記載されています。仮に改修対象外の倉庫(165.62㎡)を含めたとしても554.24㎡となり数字が合いません(別添の「増築箇所平面図」の面積が含まれている可能性もあります)。正確な改修設計対象の延床面積をご教示ください。</p> <p>(類似の質問) ・実施要領に記載されている施設の合計面積554.24平米と、設計業務委託特記仕様書に記載されている延べ面積586.24平米の差異について、ご教示いただきたいです。</p> | <p>記載資料の面積に差異があり、申し訳ございません。</p> <p>母屋：277.57㎡ 長屋門：60.74㎡ 離れ：50.31㎡ としてください。</p> |
| 44 | | 調査報告書 | 過去に実施された専門家による調査報告書などがございましたらご提示願います。 | ありません。 |
| 45 | 現況平面図 | 各種図面 | <p>本施設の母屋、母屋増築部、長屋門、離れについて、それぞれの建築年代(竣工年)をお教えください。 各建物の断面情報もしくは、高さ寸法を確認できる資料の提供は可能でしょうか。</p> <p>(類似の質問) ・設計対象となっている長屋門の図面(平面図、断面図、立面図等)をご提供ください。 ・現在公開されている図面・資料の他に断面等の他図面、閉鎖登記含む登記資料はございますか？ ・既存建物に関する確認申請図書、検査済証、建築計画概要書等、建物および敷地の法的位置関係が確認できる資料がございましたら、ご提供いただけますでしょうか。 ・「毘沙門荘(母屋、長屋門、離れ及び倉庫)」の建築的来歴概略をご教示ください。 ・長屋門の図面があればお示しください。 ・毘沙門荘(長屋門、主屋、別棟、離れ)には耐震補強の履歴があるか。 ・母屋の断面図等がございましたらお示し下さい。 ・各建物、工作物等の断面情報を提供いただけないでしょうか。ない場合は、各部屋の天井高さ、長押高さ等、高さのわかる情報を提供いただけないでしょうか。 ・各建物、工作物等の立面情報を提供いただけないでしょうか。 ・既存敷地内の高低差が分かる資料を提供いただけないでしょうか。 ・既存の外構、樹木についての詳細な情報を提供いただけないでしょうか。 ・X断面図-1と記載がありますが、こちらは、断面図がありますでしょうか。 ありましたらご提供可能でしょうか。 ・地盤情報があれば提供いただけないでしょうか。 ・既存建物および敷地は現在の状況で検査済証を獲得済みでしょうか。建築基準法上の取り扱いがどうなっているかご教示いただけないでしょうか。 ・敷地内の倉庫以外の建物が提案する改修対象範囲と考えると良いか。また、一部の建物を解体すること、もしくは一部増築を提案に入れても良いか。離れ及び長屋門の図面があれば提供ください。 ・各棟の建築年や建築確認の履歴等などの建物情報を教えてください。</p> | <p>昭和54年に離れ(奉仕者寮)、母屋の便所・浴室増築の建築確認申請済。 平成17年に倉庫の確認申請済。 母屋、長屋門の建設当初の残存資料、その他改修履歴はございません。 今回は、上記資料の提出はございません。</p> |

| 質問事項 | | | | 回答 |
|--------|---------|------------------|---|--|
| (番号) | (該当資料) | (事 項) | (事 項 の 説 明) | (回答内容) |
| 事業内容関連 | | | | |
| 46 | 実施要項 P1 | 2施設概要 (4)必須項目 | <p>文化交流体験用貸しスペースには茶道用炉が求められていますが、その他に想定されている活動はありますか？ 上記にも繋がりますが、要領「2施設概要(4)必須項目」の各室、各スペースにおいて、広さは提案によるものでよろしいでしょうか？</p> <p>(類似の質問) ・「文化交流体験用貸しスペース」について、一度に収容することを想定している最大人数(利用スケール)の目安を教えてください。あるいは、現在開催されているイベントの最大利用者数を教えてください。 ・文化交流体験施設とのことですが、この建物で行う体験としては、具体的には茶道以外に想定はありますでしょうか。もしくはこちらの内容も提案可能でしょうか。 ・施設利用者人数をご教えてください。 ・文化交流体験用貸しスペースのうち、芸術鑑賞での利用について、具体的な利用形態の想定があればご教えてください。 また、それに伴う必要機能(音響、照明、暗転対応、客席配置等)について想定があれば併せてご教えてください。</p> | <p>文化体験については、実施要領 1 目的に記載のとおり、華道、茶道、書道、芸術鑑賞等その他母屋で実施できる範囲の活動や地域住民の交流を想定しておりますが、その他の提案も可能です。 広さについては基本的に提案によるものですが、文化交流体験用貸しスペースについては、現在の母屋の約半分を使用することを想定しています。</p> <p>実施要項3ページ、3提案内容(ウ)を踏まえた提案としてください。</p> |
| 47 | 実施要項 P1 | 2施設概要 (4)必須項目 | <p>宿泊用客室、プライベートガーデン、文化交流体験用貸しスペース、観光案内スペース、管理運営事務及び宿泊・文化交流体験事業等備品収納スペースの必要面積は決まっていますか。</p> <p>(類似の質問) ・文化交流体験用貸しスペースの配置について、母屋内に設けることが望ましいのか、または離れや裏門への配置も可能か、あるいは提案によるものと考えてよろしいかご教えてください。 ・実施要項 1 ページ目 2 施設概要(4)必須項目において、記載されている諸室や機能以外にも、必要と考える諸室や機能は提案してよいか。 ・利用者像や施設の利用用途については、プロポーザルの主旨に適合していることを前提に、提案者がより適切と考える内容であれば、要項に明記されていないものであっても提案することは可能でしょうか？</p> | <p>各スペースの面積・配置は決まっておりません。提案によるものとします。 必須項目以外にも、施設運営上必要と思われる場合はご提案ください。</p> |
| 48 | 実施要項 P1 | 2施設概要 (4)必須項目 | <p>観光案内スペースにおいて想定される機能および備品について、具体的な内容があればご教えてください。 例えば、デジタルサイネージ、パンフレットラック等の設置有無や、それらの規模・数量・配置条件等について想定があれば併せてご教えてください。</p> | <p>提案によるものとします。</p> |
| 49 | 実施要項 P1 | 2施設概要 (4)必須項目 | <p>想定されている宿泊人数、客室数がありましたら、ご教えてください。</p> <p>(類似の質問) ・宿泊用客室整備の設計条件概略をお示しください(室数／各室広さなど)。 ・実施要項 1 ページ目 2 施設概要(4)の宿泊用客室は、その数や規模に指定があるか。 ・各部屋の想定面積、想定利用者人数をご教示いただけないでしょうか。 ・宿泊用客室数の想定はあるでしょうか。 ・想定される宿泊単価はありますか。 ・宿泊機能について、想定されている宿泊定員・客室数・運営規模等がありましたらご教示ください。 ・宿泊施設として計画する客室数・宿泊定員について、最低条件や上限設定があればご教示ください。 ・客室数と単価設定は、収支計画と合わせて設計者の提案による、と考えて差し支えないでしょうか。</p> | <p>特に想定している宿泊人数や客室数はありません。ランニングコストについて採算・回収ができる宿泊プランを含め提案によるものとします。</p> |

| 質問事項 | | | | 回答 |
|------|----------|--------------------|---|--|
| (番号) | (該当資料) | (事 項) | (事 項 の 説 明) | (回答内容) |
| 50 | 実施要項 P.1 | 2施設概要 (4)必須項目 | 各部屋の想定設備をご教示いただけませんか。宿泊施設については、キッチン、浴室、トイレなど共有で良いのか、個別の方が良いのかなど想定があればご教示ください。 (類似の質問) ・客室内の水回り(専用の風呂、トイレ、洗面)は、すべての客室に個別に設置することを必須としますか。あるいは既存インフラの制限か共有スペースでの集約も認められますか。 ・宿泊施設として計画する場合、トイレ、洗面・脱衣、浴室等の水廻りは共同利用を前提とする認識でよろしいでしょうか。 また、これらの水廻り機能を渡り廊下先の既存の位置に集約する計画として問題ないか、想定があればご教示ください。 | 提案によるものとします。 |
| 51 | 実施要項P2 | 4 業務概要 (4)提案限度額 | 収支計画における回収費用は最低 25 年間の維持管理経費のみで、工事費は対象外で 270,000 千円の予算と考えて間違いはないですか？ (類似の質問) ・収支計画については最低25年間の維持管理経費を採算・回収できる収支計画とありますが、今回の改修の工事費は回収対象にあたらないという認識で間違いないでしょうか。 ・25年間の運営諸経費をまかなう事業計画提案が求められているが、建設費などのインシヤルコストも25年で償却するということなのか。もしくはランニングコストだけをまかなえればよいのか ・「最低25年間の維持管理経費を採算・回収できる」とありますが、この維持管理経費には建物の大規模修繕費用(将来の屋根の葺き替等)の積立金も考慮に含めるべきですか。 | お見込みのとおりです。収支計画における回収費用は、ランニングコストのみです。 |
| 52 | 実施要項P2 | 4 業務概要 (4)提案限度額 | 「想定工事費 270,000 千円程度(備品除く)」について、本工事で茶道用炉、外構・造園工事、プライベートガーデン、既存倉庫の目隠し等は含まれますか？ (類似の質問) ・想定工事費 270,000 千円に、外構整備・造園改修工事は含まれますか。 ・工事費については、解体費、外構費用も含むと考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。なお、想定工事費については予算の確約がありませんので、変更になる場合があります。 |
| 53 | 事業概要 P4 | 想定する改修内容 | 具体的に改修を想定している工事項目があれば教えてください。建築、電気、設備、外構、造園の改修設計業務が求められていますが、それぞれどういった改修工事を想定されていますか。 (類似の質問) ・想定工事費に含まれる範囲(外構・造園・解体・設備更新等)についてご教示ください。 | 具体的な想定はございません。 |
| 54 | 実施要項 P.1 | 提案内容 | 他の施設との連携などを考えているか、具体的な施設などがあれば教えてください。また宿泊者の食事(朝晩)の提供について、周辺の既存飲食施設等との連携を想定した計画としてもよろしいでしょうか。あるいは、本施設内に本格的なレストランや厨房設備を設計項目として盛り込む必要がありますでしょうか。 (類似の質問) ・本施設において、食事提供や調理機能の導入についての想定はありますでしょうか。 それとも、これらは提案によるものと考えてよろしいでしょうか。 ・飲食の提供について、施設内調理・レストラン営業等の想定があればご教示ください。 | 周辺の既存飲食施設等との連携を想定いただいて構いません。 食事提供はケータリングの提供程度を想定していますが、提案によるものとします。 |
| 55 | 事業概要P4 | 提案内容 | 「最低 25 年間の維持管理経費を採算・回収できる収支計画」とありますが、本提案における収支計画は、後日運営事業者を選定する際にどのように取り扱われますか？ | 現時点では未定ですが、収支計画等は契約締結後、亀岡市に帰属するものとします。 |
| 56 | 現況平面図 | 現況平面図 | 既存倉庫は土地所有者が引き続き管理する点について、本計画地及び設計対象建築物の所有区分をご教授ください。 | 所有区分については全て現所有者です。(亀岡市では本計画地を賃借を受ける予定です) |

| 質問事項 | | | | 回答 |
|------|---------|-------------------|--|---|
| (番号) | (該当資料) | (事 項) | (事 項 の 説 明) | (回答内容) |
| 57 | 現況平面図 | 現況平面図 | 既存倉庫について、所有者用の動線や幅員について指定事項があればご教授ください。また、所有者の利用頻度はどの程度でしょうか？ | 既存倉庫について、別添資料をご参照ください。赤枠部分が現所有者の事業領域です。農作業用車両の幅員1.5m程度は確保いただくようお願いいたします。なお、車両通路は黄色着色矢印B(難しければA)を想定しています。 |
| | | | (類似の質問) ・「倉庫は改修の対象外」とされています。改修事業中および完了後の利用方法を可能な範囲で具体的にお示しください。 | 改修事業中及び完了後も引き続き現所有者が農作業用に活用されます。所有者の利用頻度は、3月～11月にかけて常に利用します。宿泊及び文化交流体験事業の利用者が施設を利用する場合は、極力所有者と利用者の鉢合わせがないよう調整します。 |
| 58 | | 騒音対策 | 隣接する倉庫からの車の出入りや倉庫使用者のラジコなどが気になりました。宿泊や利用の際のメインエントランス、アプローチになるかと思しますので、規制することは可能でしょうか？ | 施設供用開始後(令和10年度を予定)の規制は可能です。 |
| 59 | 実施要領 P1 | 2 施設概要 (3)建物概要 | 利用者の主たる出入口について、長屋門を使用する想定とし、裏門は利用しない計画とする認識でよろしいでしょうか。また、裏門の利用可否および想定される利用用途があればご教示ください。 | 裏門は設計対象です。建築設計業務委託特記仕様書P1の(3)(b)改修設計業務(…外構改修…)に含みます。 |
| | | | (類似の質問) ・裏門は、設計対象外でしょうか。 ・裏門は既存利用の想定でよろしいでしょうか。 ・裏門も一部損壊しておりましたが、こちらも改修対象でしょうか。 | 主な出入口については長屋門または長屋門南側を想定しております。既存利用を想定しておりますが、特に市で指定する用途はありません。裏門としての使用や取り壊し、倉庫としての用途等、提案によるものとさせていただきます。 |
| 60 | 現況平面図 | 現況平面図 | 配置図において南西側(長屋門の反対側)からもアクセス可能に見受けられるが、提案でもアクセス可能としても差し支えはないか | お見込みのとおりです。 |
| 61 | 現況平面図 | 現況平面図 | 長屋門(表)を抜けて主屋までの間にもうひとつ門がありますが、こちらは残す必要がありますでしょうか。倉庫との目隠しを考慮し、除却して新設することも提案可能でしょうか。また、倉庫を見えないように目隠しするとありますが、建物が近く塀を建てると圧迫感があるため庭と一体的な目隠しでも可でしょうか。 | 長屋門裏側の通路と庭園を隔てる門及び塀につきまして、風景を損なわない範囲において除却及び新設は可能です。目隠しにつきましても提案によるものとします。 |
| | | | (類似の質問) ・プライベートガーデンの整備が求められていますが、既存の庭園については歴史的価値を有する要素が含まれているものと考えています。保存または保全が求められる範囲や要素(樹木、構成、意匠等)があればご教示ください。 | |
| 62 | 事業概要 P4 | 提案内容 | 維持管理経費は提案者側の算出によりますか？ | お見込みのとおりです。 |
| 63 | 事業概要 P4 | 提案内容 | 維持管理経費について、すでに公開されている、または参考にすることができる情報はありますか。 | ありません。 |
| 64 | 事業概要P4 | 提案内容 | 最低25年の維持管理費を採算・回収できる収支計画とありますが、現状の建物維持管理費について年間どの程度かかっているか教えていただけますでしょうか。 | 現状の維持管理経費は、小規模修繕及び水道光熱費、火災保険料等のみです。詳細な金額については設計事業者決定後に情報提供いたします。 |

| 質問事項 | | | | 回答 |
|------|----------|-------------------|--|--|
| (番号) | (該当資料) | (事 項) | (事 項 の 説 明) | (回答内容) |
| 65 | 実施要項P1 | 3 提案内容 | <p>運営事業者の選定スキームに現時点で想定はございますか？ 本施設の運営にあたり、維持管理費、運営費、水道光熱費、修繕費等の費用負担区分について、発注者と運営事業者の役割分担の想定があればご教示ください。 また、費用の一部を発注者が負担する想定がある場合、その範囲についても併せてご教示ください。</p> <p>(類似の質問) 改修後の運営事業者については、単一事業者による運営を想定されておりますでしょうか。もしくは、宿泊運営・文化体験運営等を分けた複数事業者による運営の可能性も想定されておりますでしょうか。 ・求められる機能として宿泊と文化交流体験と観光案内が求められていますがこちらは同一運営を考えていますでしょうか。また宿泊に当たっては24時間運営者が常駐すると考えてよろしいでしょうか。想定を教えてください。 ・将来的な運営主体について、現時点で想定されている管理運営形態(常駐管理・指定管理・民間委託等)があればご教示ください。</p> | <p>現時点では未確定ですが、単一事業者の指定管理者をプロポーザルにより選定する予定です。(選定時期は令和10年の供用開始に合わせた募集を行います。)</p> <p>修繕工事の負担については発注者を予定しておりますが、軽微な修繕を含む維持管理費等は運営事業者で負担いただくことを想定しています。</p> |
| 66 | 実施要項P1 | 3 提案内容 | 「民間事業者の自発的な出店」で期待される事業種別は何ですか？ (例／宿泊、物品・地場産品販売、飲食・宴会、イベント等) | お見込みのとおりで、宿泊業や物品・地場産品販売業、飲食業等の出店により、地域の活性化を期待しております。 |
| 67 | 実施要領 P.1 | 2 施設概要 (4)必須項目 | 電気容量増設の可否についてご教示ください。 | 本設計時、改めて詳細調査してください。 |
| 68 | 実施要項 P1 | 2 施設概要 (4)必須項目 | <p>宿泊施設の運営形態について、民泊のような形式か、スタッフが常駐しているのかなど想定があればご教示ください。また、料理提供がありかどうかなども併せてご教示ください。</p> <p>(類似の質問) ・「管理運営事務スペース」について、想定されるスタッフの常駐人数(デスク数)や、夜間の宿直(仮眠)スペースの可否を教えてください。 ・常駐するスタッフの想定はありますか？ ・管理運営者は、施設内に常駐を予定していますか。その場合、大体の人数をご教示ください。 ・管理運営にあたり、常時配置される人員数の想定があればご教示ください。 また、宿泊利用がある場合において、管理運営者が施設内に常駐する想定か、あるいは非常駐も可能かについてご教示ください。 併せて、当直室等の管理者用スペースの必要性について想定があればご教示ください。 ・事務所スペースなどは必要になりますか？</p> | <p>提案内容により、管理上必要と考えられる規模や人数及び場所等を提示ください。</p> <p>参考として、本市移住定住促進施設においてはスタッフは常駐せず、宿泊のあるときのみ近隣の委託事業者が対応します。</p> <p>料理提供については提案によるものとします。</p> <p>実施要領P1 2施設概要 (4)必須項目のとおり施設の管理運営用の事務スペースは確保をお願いします。</p> |
| 69 | 実施要項 P1 | 2 施設概要 (4)必須項目 | 宿泊施設とのことなので、夜勤等の仮眠管理室も必要でしょうか？もしくは民泊としてリモートチェックインとし、30分以内に管理者が駆けつけられる体制でも大丈夫でしょうか？ | 仮眠管理室等は提案によるものとさせていただきます。 なお、管理体制については関係法令の違法にならない範囲において、お見込みのとおりです。 |
| 70 | 実施要項 P1 | 2 施設概要 (4)必須項目 | 観光案内スペース・事務関係のためのトイレ等の水廻りスペースは必要でしょうか。 | 事務スペース及び来訪者用にトイレは整備いただくことを想定しております。 |
| 71 | | 駐車場計画の想定について | <p>施設運営上必要な駐車場については敷地外に確保できると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>(類似の質問) ・駐車場は今回敷地以外の場所で確保する想定でしょうか。 ・敷地内に希望する駐車台数はありますか。また、ない場合は近隣に使用できる駐車場等がありますか。</p> | <p>原則敷地内を想定しております。 近隣の駐車場等について、現時点で想定はありません。 なお、必要に応じて(イベント等)市が近隣空き地を確保することも予定しております。</p> <p>必要に応じて庭園部を削減いただいで構いません。</p> |

| 質問事項 | | | | 回答 |
|------|---------|-----------------|---|---|
| (番号) | (該当資料) | (事 項) | (事 項 の 説 明) | (回答内容) |
| 72 | | 駐車場計画の想定について | <p>駐車場は必要か、台数はどの程度を想定しているか。また、倉庫への車のアクセスは必要か。</p> <p>(類似の質問) ・毘沙門荘へ訪れる方々の交通手段として自動車や自転車の想定ですか。駐車場及び駐輪場に関して、最低何台は必要等ありますか。また、車の敷地への侵入は長屋門の南側を想定すればよろしいですか。 ・駐車場の整備について、想定されている台数や配置計画はありますか。 また、敷地内での整備を前提とするのか、敷地外での確保も想定されているのかご教示ください。 敷地外を想定している場合は、候補地や条件等があれば併せてご教示ください。 ・想定されている駐車台数及び駐車場計画条件があれば教えてご教示ください。 ・来訪者用駐車場有無について、必要台数や整備条件等の想定があればご教示ください。</p> | <p>駐車場は必要です。 台数は最低2台以上を想定しております。 倉庫への車のアクセスは必要です。</p> <p>駐輪場は特に想定はありません。 車の侵入についてはおおむねお見込みのとおりですが、提案によるものとします。</p> |
| 73 | 実施要領 P1 | 2 施設概要 (4) 必須項目 | <p>「各居室にプライベートガーデンを整備すること」とありますが、目隠しも必要でしょうか。</p> <p>(類似の質問) ・プライベートガーデンの仕様想定はあるでしょうか。 ・「各居室にプライベートガーデンを整備すること」とありますが、庭園の樹木の移植、敷石の移動の提案は可能でしょうか。</p> | <p>提案によるものとします。 なお、庭園の樹木の移植、敷石の移動の提案は可能です。</p> |

| 質問事項 | | | | 回答 |
|-------------|----------|-----------------|--|---|
| (番号) | (該当資料) | (事 項) | (事 項 の 説 明) | (回答内容) |
| 建物関連 | | | | |
| 74 | 実施要領 P1 | 2 施設概要 (3) 建物概要 | 明治期に母屋が建築された経緯をご教示いただけますでしょうか。 | 経緯は不明です。 |
| 75 | 実施要領 P1 | 2 施設概要 (3) 建物概要 | 「毘沙門荘」は母屋、長屋門、離れの全てが宗教法人・大本の所有で、亀岡市が大本から借り受けているという理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 76 | 実施要領 P1 | 2 施設概要 (3) 建物概要 | これまでの母屋の使われ方の経過をご教示いただけますでしょうか。(大本が所有する前の使われ方もご教示いただきたいです) | 現所有者の所有前は市民の邸宅でありました。丹波亀山城の家老屋敷であったとされる長屋門を移設されたと伝えられています。 |
| 77 | | 登録有形文化財について | 毘沙門荘(長屋門、主屋、別棟、離れ)を登録有形文化財に登録する予定があるか。 (類似の質問) ・上記建物の内「有形登録文化財」等に指定されているものはありますか？ | 現時点では指定されていません。 また指定の予定もありません。 |
| 78 | | 工事期間中について | 改修工事期間中の当該施設の利用(文化活動などの施設利用、倉庫所有者の出入りなど)は考慮する必要がありますか。 | 設計期間中については当該施設の利用は想定されますが、改修工事期間中は実施されません。なお、倉庫所有者の出入りは設計及び改修工事期間中は利用される予定です。 |
| 79 | 実施要領 P.1 | 2 施設概要 (3) | 毘沙門荘(長屋門、主屋、別棟、離れ)には明らかに修繕等が必要と思われる不具合があるか。(雨漏り、不朽等) (類似の質問) ・現時点で把握されている建物の劣化状況についてご教示ください。 | 著しい劣化はございませんが、本設計時、改めて詳細調査してください。 |
| 80 | | 上下水、電気、ガスについて | 敷地内への上下水、電気、ガスの整備状況は知ることができるか。 (類似の質問) ・現況の給排水・ガスの経路について、図面や情報を提供いただけないでしょうか。 ・主なインフラのルート(給排水・電気引き込み等)を教えてください ・現状の電気配線図や給排水図、空調設備図がございましたらご提示願います。 ・既存インフラ設備(電気・ガス・上下水道等)の現況についてご教示ください。 | 給排水図面は提供できません。事業者決定後に情報提供予定です。 上水道は裏門付近にφ25の給水管が、下水道は同じく裏門付近にレジン製マンホールがあります。 電気は整備済み、ガスはプロパンガスです。 電気配線図や空調設備図はありません。 |